

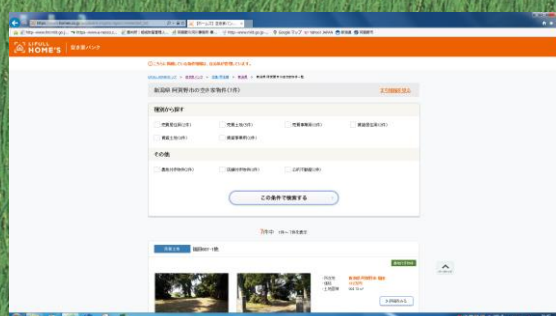
阿賀野市空き家・空き地バンク

「阿賀野市空き家・空き地バンク」は、阿賀野市内の売りたい、貸したい空き家・空き地の情報を市ホームページなどで広くお知らせする制度です。



- ・相続したけど使っていない住宅
 - ・住替えで空いてしまうご自宅 など
- 「阿賀野市空き家・空き地バンク」に登録して有効活用しませんか？

全国版空き家バンクでも紹介。
「全国版空き家バンク」で検索。



阿賀野市イメージ
キャラクター
ごずっちょ

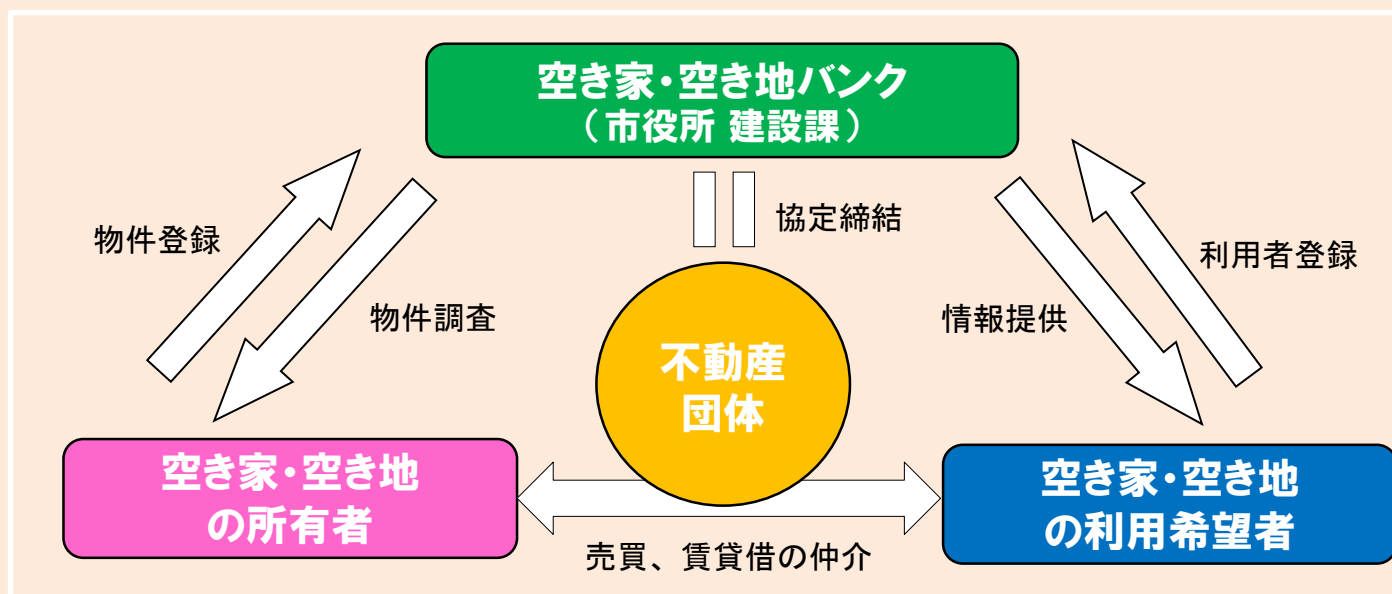
阿賀野市空き家・空き地バンク制度について

1 空き家・空き地バンクとは

阿賀野市内の空き家・空き地の有効活用を目的として、売りたい空き家や空き地、貸したい空き家を「空き家・空き地バンク」に登録し、登録物件を市や全国版空き家バンクのホームページで紹介します。

2 空き家・空き地バンクの仕組み

空き家・空き地の所有者と空き家・空き地を買いたい又は借りたい方との橋渡しを行う制度です



3 物件登録の手続き(空き家・空き地を売りたい、貸したい方)

※まずは、登録したい建物や土地について市（建設課）へご相談ください。

登録申込前にその物件が登録可能な物件かどうかを確認いたします。

◆登録可能な物件の主な条件

- ・適正に管理されている物件であること。
- ・建物は、個人所有の住宅であること。
- ・土地は、宅地であること。

① 「空き家・空き地バンク」への登録申込(所有者 → 市)

所有者は物件を「空き家・空き地バンク」への登録を申し込みます。

◆必要書類:①登録申込書 ②空き家台帳登録カード

③登記簿謄本の写し(建物・土地)

または固定資産(土地・家屋)課税明細書の写し

または土地・家屋名寄帳の写し

④配置図 ⑤間取り図

② 登録申込物件の現地調査(市・不動産団体 → 所有者)

申込のあった物件を市ホームページ等で紹介するための現地調査(建物の構造、間取り、設備、損傷箇所など、登録申込物件に関する各種状況を調査)を実施します。外観や室内等の撮影も行います。

- ③ 「空き家・空き地バンク」登録の通知(市 → 所有者)
調査結果を審査した後、「空き家・空き地バンク」へ登録し、その旨を通知します。
※登録期間は2年間で、更新可能です。
- ④ 空き家・空き地情報の公開(市 → 利用希望者)
登録した物件情報を市や全国版空き家バンクのホームページなどで紹介します。
- ⑤ 利用希望者の紹介(市 → 所有者)
登録している物件について利用希望があった場合、現地見学の希望等について連絡します。
- ⑥ 現地見学の開催(所有者・利用希望者・市・不動産団体)
市が関係者の日程を調整の上、現地見学を行います。
- ⑦ 交渉・契約(所有者・利用希望者・不動産団体)
空き家・空き地の売買または空き家の賃貸借に関する交渉、契約を当事者間で行います。
※ご希望により不動産事業者から仲介してもらうことも可能です。
- ⑧ 交渉結果の報告(所有者 → 市)
所有者は市に対して利用希望者との交渉結果を報告します。

4 利用者登録の手続き(空き家・空き地をみたい、借りたい方)

- ① 「空き家・空き地バンク」の利用申込(利用希望者 → 市)
利用希望者は物件を「空き家・空き地バンク」の利用登録を申し込みます。
◆必要書類:利用登録申込書
- ② 「空き家・空き地バンク」利用登録の通知(市 → 利用希望者)
利用登録要件を満たしている場合は、「空き家・空き地バンク」に利用登録し、その旨を利用希望者に通知します。
※登録期間は2年間で、更新可能です。
- ③ 現地見学会の開催(所有者・利用希望者・市・不動産団体)
市が関係者の日程を調整の上、現地見学会を行います。
- ④ 交渉・契約(所有者・利用希望者・不動産団体)
空き家・空き地の売買または空き家の賃貸借に関する交渉、契約を行います。
- ⑤ 交渉結果の報告(利用希望者 → 市)
利用希望者は市に対して所有者との交渉結果を報告します。

5 空き家リフォーム補助制度

「空き家・空き地バンク」に登録されている空き家のリフォーム工事を行う場合、工事費の一部を支援します。(補助率1/2、補助上限額:50万円)

※予算枠と募集期間に制限がありますので、詳しくは下記までお問い合わせください。

お問い合わせ先

阿賀野市役所 産業建設部 建設課 都市計画建築係
〒959-2092 新潟県阿賀野市岡山町10番15号
TEL:0250-62-2510 FAX:0250-62-0281
E-mail:shichoseisaku@city.agano.niigata.jp